

平成20年 3月10日 開会  
平成20年 3月26日 閉会  
(定例第2回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第8号

平成20年第2回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月20日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成20年3月10日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|          |          |
|----------|----------|
| 植 田 均君   | 景 山 浩君   |
| 杉 谷 早 苗君 | 赤 井 廣 昇君 |
| 青 砥 日出夫君 | 細 田 元 教君 |
| 石 上 良 夫君 | 井 田 章 雄君 |
| 笹 谷 浩 正君 | 足 立 喜 義君 |
| 秦 伊知郎君   | 亀 尾 共 三君 |
| 塚 田 勝 美君 | 真 壁 容 子君 |
| 宇田川 弘君   | 森 岡 幹 雄君 |

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成20年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成20年3月10日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成20年3月10日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 施政方針の説明
- 日程第7 発議案第1号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第8 発議案第2号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 平成19年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第6号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第7号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第8号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第9号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第10号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第11号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第12号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第13号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第14号 平成19年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 南部町教育の日条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第25号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止について
- 日程第32 議案第28号 南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 南部町簡易水道基金条例の一部改正について
- 日程第35 議案第31号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第36 議案第32号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第33号 町道の認定について
- 日程第38 議案第48号 南部町がんばれふるさと寄付条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第42 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第43 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第44 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第45 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第46 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第48 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第49 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第50 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算
- 日程第51 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算
- 日程第52 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 施政方針の説明
- 日程第7 発議案第1号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第8 発議案第2号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第6号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第7号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第8号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第9号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第10号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第11号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第12号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第13号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第14号 平成19年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 南部町教育の日条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第29 議案第25号 南部町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第30 議案第26号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
日程第31 議案第27号 南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止について  
日程第32 議案第28号 南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について  
日程第33 議案第29号 南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について  
日程第34 議案第30号 南部町簡易水道基金条例の一部改正について  
日程第35 議案第31号 南部町営住宅条例の一部改正について  
日程第36 議案第32号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について  
日程第37 議案第33号 町道の認定について  
日程第38 議案第48号 南部町がんばれふるさと寄付条例の制定について  
日程第39 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算  
日程第40 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第41 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算  
日程第42 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算  
日程第43 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第44 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算  
日程第45 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第46 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
日程第47 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算  
日程第48 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算  
日程第49 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第50 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算  
日程第51 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算  
日程第52 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算

---

出席議員（16名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 植 田 均君   | 2 番 景 山 浩君   |
| 3 番 杉 谷 早 苗君 | 4 番 赤 井 廣 昇君 |
| 5 番 青 砥 日出夫君 | 6 番 細 田 元 教君 |
| 7 番 石 上 良 夫君 | 8 番 井 田 章 雄君 |

|            |            |
|------------|------------|
| 9番 笹谷 浩正君  | 10番 足立 喜義君 |
| 11番 秦 伊知郎君 | 12番 亀尾 共三君 |
| 13番 塚田 勝美君 | 14番 眞壁 容子君 |
| 15番 宇田川 弘君 | 16番 森岡 幹雄君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 谷口 秀人君 書記 ..... 加藤 潤君

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |         |                 |        |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 坂本 昭文君  | 副町長 .....       | 藤友 裕美君 |
| 教育長 .....    | 永江 多輝夫君 | 病院事業管理者 .....   | 三鴨 英輔君 |
| 総務課長 .....   | 陶山 清孝君  | 財政室長 .....      | 伊藤 真君  |
| 企画政策課長 ..... | 三鴨 義文君  | 地域振興統括専門員 ..... | 生田 和久君 |
| 税務課長 .....   | 米澤 睦雄君  | 町民生活課長 .....    | 畠 稔明君  |
| 教育次長 .....   | 松原 秀和君  | 病院事務部長 .....    | 前田 和子君 |
| 健康福祉課長 ..... | 森岡 重信君  | 保健対策専門員 .....   | 櫃田 明美君 |
| 建設課長 .....   | 滝山 克己君  | 上下水道課長 .....    | 稲田 豊君  |
| 産業課長 .....   | 分倉 善文君  | 農業委員会事務局長 ..... | 加藤 晃君  |

---

議長あいさつ

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。最初に御報告申し上げますが、今議会にはS A Nチャンネル以外のテレビなり、あるいは新聞者、それから本町広報ともどもに撮影を、議場での撮影を許可いたしておりますので、報告を最初にいたしておきます。

早速、会議を開きたいと思いますが、会議に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

平成20年3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会におきましては議会発議案件が2件、当初予算案が14件、補正予算案が10件、条例の制定あるい

は改正案が19件の事件について決議をお願いするものでございますけれども、もう1件議決をお願いするものがございますが、合わせまして46件の御審議をいただくということになるわけでありまして。大変膨大な議案審査になるわけでありましてけれども、鋭意御精励賜るよう最初をお願いを申し上げておきたいと思っております。

本議会では、実は12月の議会で議員間の討論権をはじめ、また町長の質問権等についての基本条例を制定いたしました。本定例会からそれを適用することになるわけでありましてけれども、議会の議論を広く町民の方々に伝えるという、いい機会になるんじゃないかという期待をしておるものでございます。でありますけれども、20年度の町政の根幹となります当初予算等を定める、いわゆる年間で当初予算審議をいたします大切な議会でございます。議案の内容につきましては、後ほど町長の方から説明をいただくわけでありましてけれども、議会といたしましては町民の要望にこたえるべく、提出されております議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に至りますよう冒頭お願いをするものでございます。先ほども申し上げましたけれども、審議に当たっては若干、今までと違った場面が出てくるんじゃないかという期待もしておるわけでございますが、議員あるいは執行部におかれましては真摯な議論をいただきたいということ、冒頭お願いを申し上げます。

どうぞ、若干寒さも和らぎましたけれども、まだまだ毎日寒い日が続くであろうというふうに思います。議員の皆様におかれましてはどうぞ御自愛の上、御健勝にて精励を賜りますよう冒頭お願いを申し上げます、開会のごあいさつにかえます。

.....

#### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月の声を聞きまして少し春めいてまいりましたけれども、いつまでも雪が降って寒い毎日が続いておりました。議員各位におかれましては、平素は議会活動を通じまして町政の推進に何かと御尽瘁をいただいております、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

12月議会以降、本日まで町内では大きな事件や事故といったことは発生しておりません、順調に町政は推移をしておるということでございます。特に、1月の19日には、町内誘致企業でありますグリーンパーク大山と韓国のエマーソンパシフィック社が基本協定に調印をされまして、大変うれしく思い、私も出席をさせていただきました。その後、1月の26日に訪韓をいたしまして、エマーソン社の表敬訪問をいたしまして副社長と面談し、町内への積極的な投資というようなことをお願いして帰ったところでございます。そういう報告すべき将来に期待の持てる



ことがあったわけでございます。

この間、12月議会からの出生でございますけれども13名、そしてお亡くなりになった方が40名でございます。現在の人口が1万2,120人というぐあいに把握をいたしております。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そして心からなる御冥福を本議場通じてお祈りを申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、きょうから3月の26日までの日程で、町長の方から提案いたします44議案でございます。平成20年度の一般会計など、盛りだくさんの議案でございますが、いずれも町政の推進には、ぜひ御承認をいただきたいというように思っております。慎重御審議の上、御賛同賜りまして御承認をいただきますようによろしくお祈りを申し上げます、開会のごあいさつにかえたいと思います。

---

#### 午前10時30分開会

○議長（森岡 幹雄君） 早速、会議を開きたいと思えます。

ただいまの出席議員数は16人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第2回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

2番、景山浩君、3番、杉谷早苗君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、17日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第 4 行政報告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から報告を求めます。

町長。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行いたいと思います。

訴訟についての報告でございます。このたび、南部町が行った公文書一部開示の処分について、町内に在住される一住民より、当該処分を不服とし、不開示とした文書について開示することを求める訴訟の提起がなされました。提訴日は平成19年12月14日であり、第1回の公判が平成20年3月4日に行われました。訴訟に至る経過ですが、この住民Aさんより平成18年6月29日に、固定資産税過誤納問題に関して、過誤納を発見したときから税過誤徴収分還付に至る間のすべての文書を公開するよう、南部町情報公開条例により公文書公開請求がありました。町はこの請求に対し、平成18年8月18日付で、個人が特定できる情報及び固定資産税過誤納調査審査会に係る資料及び議事録を不開示部分とする一部公開決定を行いまして、Aさんに通知をいたしました。Aさんはこの決定を不服として平成18年10月19日付で、行政不服審査法に基づく異議申し立てをされました。このため町は、情報公開条例第18条第1項の規定によりまして、平成18年10月30日付で、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件処分について諮問を行ったところでございます。鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会では、およそ7カ月間で6回にわたる審査をいただきまして、平成19年5月25日付で答申をいただきました。答申の概要としましては、おおむね町の行った一部公開決定を認めたものであります。固定資産税過誤納調査審査会の議事録中の委員の発言部分及び個人が特定できる情報について不開示とするものであり、これを受けて当町はこの答申どおりに文書を公開することを決定し、後日その部分についてAさんに対し、公文書の公開を行ってきたところであります。この公文書の公開決定についてAさんは不開示とした部分を公開すべきとし、今回の提訴となったものであります。

町としましては、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った一部公開を決定しており、適正妥当な処分であると認識でありますので、川中・足立・野口法律事務所の野口浩一弁護士を当町代理人とし、応訴することとしました。今後の裁判の日程についてですが、第

2回公判が平成20年5月9日に予定されており、経過を注視してまいりたいと考えております。  
以上、訴訟に関する報告といたします。

---

#### 日程第5 諸般の報告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、諸般の報告を行います。

高速道路の早期完成と道路財源の維持を求める鳥取県民総決起大会が、2月11日、倉吉未来中心で開催されました。それぞれに御参加をちょうだいいたしました。

後期高齢者医療制度広域連合議会が2月19日に開催されまして、それぞれの案件を議決いたしました。その議案については、事務局の図書の方に閲覧に回しておりますので、各議員ごらんをちょうだいしたいというふうに思います。

---

#### 日程第6 施政方針の説明

○議長（森岡 幹雄君） 日程第6、施政方針の説明をいたします。

町長から施政方針を求めます。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 施政方針を行いたいと思います。これより、本定例議会に提案します平成20年度南部町一般会計当初予算案を初めとする諸議案につき、その概要を申し上げますとともに、当面する町政の課題について所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

本年10月には、南部町が誕生して4年を迎えることとなります。振り返ってみますと、構造改革の名のもとで厳しい財政運営を強いられる中ではありましたが、南部町まちづくり計画の実現に向け各種施策を展開し、議会はもとより町民各位の御理解、御協力により、順調に南部町の船出ができたものと思っております。これまでの取り組みと成果について具体的に申し上げますと、1点目は、合併前から運行しておりました循環バス運行であります。年間の運行状況により、運行経路や料金などの見直しを図りながら19年度からはふれあいバスとして運行し、町内各施設の利用などに喜んでいただいております。1便当たり平均乗車密度も循環線では9.0人、全便平均では4.3人程度となっており、定着したのではないかと思います。

2点目は、CATV整備事業による情報基盤の整備であります。多額な経費がかかりましたが、これによりテレビの難視聴地域が解消するとともに、インターネットの利用環境が整い大変喜んでいただいていると思います。また、南部町チャンネルでありますSANチャンネルの開局によ

り、議会放映や町内の出来事の放映など、テレビを通じて知ることができるようになりました。多くの意見をいただき、放送内容の充実に向けて取り組んでいるところであります。1月末の加入状況ですが、多チャンネル加入2,716世帯、再送信加入421世帯、加入率では各施設を除き全体で85.75%となっております。

3点目は、住民との協働の町づくりを基本として提案した、地域振興協議会の発足であります。19年7月には、7振興区において設置していただき役員など執行体制が整い、集落や地域での話し合いが進んでおりまして、住民との協働による町づくりの取り組みに大きな期待をしているところであります。取り組みの成果の検証はまだ困難であります、徐々に地域の特性を生かし、具体的な活動の取り組みが展開されて地域活性化が図られるものと確信いたしております。

4点目は、西伯病院の全面改修工事の竣工であります。このことにより町内医療環境が整い、町民の医療、健康維持の観点から安心安全の環境が整ったことは大変喜ばしいことと思っております。しかし、全国的に医師不足が大きな問題で、西伯病院にあっても勤務医が町内に開業され、後任医師の確保が困難な状況が続き皆様に御迷惑をかけておりますが、引き続き確保に向けて努力いたします。19年度の経営状況であります、損益計算では12月末では黒字経営で推移しております。しかし、対前年対比では収益の減となっております。これは町内に診療所が開設した影響と、11月からの入院患者数が減少したこと。また、職員の産休により施設基準が満たなくなり、算定要件が下がったことによるものであります。しかし、現在は入院患者数も戻ってきている状況であります。今後も町民の皆様の健康管理に積極的に利用していただきたいと願っております。

5点目は、定住対策であります。民間による東町のマンション建設や福里団地分譲、大国地内でのルーラルタウン分譲などにより定住が図られたことは、今後の活性化を図る観点から大きく寄与するものと思っております。特に福里団地は分譲が進まず、旧会見町において町の責任で買い取る契約となっておりましたが、定期借地権方式による分譲することとし、県の住宅公社から一括購入して取り組んだ結果、7区画の契約が成立したところであります。このような定住対策が功を奏し、19年度頑張る地方応援プログラムにより交付税の支援を受けたところであります。

6点目は、道路整備関係であります。道路インフラ整備として長年の懸案でありました国道180号のバイパス計画が認可となり、地元関係者の御理解を得まして用地買収に着手できました。あわせて、バイパスにアクセスする県道改良にも着手できることとなり、道路交通環境が大幅に改善されることになりました。20年度からバイパスの一部が工事着手される計画で、大きく前進が図られたところであります。

7点目は、上下水道関係施設の完成や充実により、暮らしのインフラ整備が一層充実したことであります。水道事業では、諸木水源からニュータウンまでの送水管の布設によって、より安定的な供給が可能となりました。また、長年取り組んでまいりました下水道事業ですが、昨年、公共下水道処理場が倭に完成したことにより、南部町の下水道整備事業は終了しました。この上はできるだけ早く接続をしていただき、快適で文化的な暮らしを実現してほしいと願うものであります。

以上、合併後の町づくりの主要なテーマについて概要を申し述べてまいりましたが、町政の中で大きな課題が前進したことは喜びにたえないところではあります。しかし、一方では国の構造改革による社会構造の大変革によりまして、地方経済が疲弊して町民所得が伸び悩み、購買力が低下するなど大変苦しい時代を迎えました。また、夏ごろからは原油価格の上昇により、ガソリンを初めとする小売価格が異常なほど上昇しました。住民生活を直撃する状況を改善するため、1月には臨時議会により、住民税非課税世帯に対してあったか灯油券を配付して、負担の軽減を図ったところであります。南部町の財政状況は、国の交付税削減により苦しい財政運営を余儀なくされていますが、徹底した行財政改革に職員を初め町民各位の御理解、御協力のもと、実施しているところであります。交付税が削減される基調の中においても町政の後退は許されるものではなく、創意と工夫によりまして課題解決に努めたいと存じます。当面の課題としては、教育施設の改修、農業振興体制の確立、高齢社会を迎えての福祉施策の充実、子育て支援対策、地域振興協議会を中心とした町民と協働しての町づくりの推進、行財政改革の実行など多くの課題に取り組んでいきたいと考えております。

さて、国政では昨年7月の参議院選挙にあって野党民主党が大きく躍進をし、さらに安倍首相の突然の辞任を受けて福田政権が誕生することとなりました。福田内閣は、参議院での与野党逆転によるねじれ現象により、不安定な国政運営を余儀なくされています。現在3月で期限の切れる道路特定財源としての暫定税率の取り扱いについて、民主党の25円ガソリン価格が下がるとの主張により、国民の関心度が高まり、熱を帯びた議論がなされています。暫定税率が廃止されれば自治体においては大幅な財源不足となり、今後の財政運営に大きな影響を及ぼす結果となります。生活道路の安全対策や除雪などに支障を来し、直接住民の生活に深刻な影響を及ぼすことになるため、道路特定財源の暫定税率の維持は必要であると考えております。去る2月11日には、地方六団体主催による高速道路の早期完成と道路財源確保を求める鳥取県民総決起大会が開催され、高速道路整備の最もおこなっている鳥取県においては、絶対必要であることの決意がなされたところであります。仮に廃止されれば本町では、この影響額は6,000万円から8,

000万円程度の減収となると試算しております、20年度予算に早速影響が生じることに加え、町道、県道、国道の改良計画も停滞や見直しを余儀なくされ、まちづくり計画に大きな影響を及ぼすこととなりますので、暫定税率維持に御理解を賜りたいと存じます。

さて、20年度の一般会計予算の編成であります、平成20年度の地方財政計画の内容は、1、歳出の特別枠、地方再生対策費4,000億円創設したこと。2、地方交付税及び一般財源の総額を増額確保したこと。3、財政改革は基本方針2006に沿って推し進め、公共事業関係費を対前年マイナス3%とするなど、財政改革方針に変わりはなく厳しく抑制したものであります。このことから平成16年度以降、削減され続けた地方交付税及び臨時財政対策債は若干の増となりましたが、三位一体改革による大幅な削減額を回復するにはほど遠い内容であり、福田内閣においても基本方針2006を支持しながら、財政改革を推し進める方針を明らかにされておりますので、今後も地方の財源確保は予断を許さぬ内容と思っております。景気の低迷、団塊世代の退職、交付税の抑制策など歳入が伸び悩む中、今後ピークを迎える公債費負担や社会保障費などの義務的な歳出が増大してきますので、限られた財源を事業の選択と集中によって効果的に活用しつつ、さらに行財政改革を進める必要があります。平成20年度の一般会計予算規模は66億9,400万円と、昨年比8億4,140万円増額となりましたが、これは地域振興基金8億円の追加造成が主なものであります。また、小・中学校の教育環境整備に今後10億円程度の財源が必要であり、継続中の西伯小学校の大規模改修では体育館の全面改修、会見小学校では後ろ校舎耐震補強工事と体育館の耐震設計着手、プールの改修など、教育施設整備に重点配分いたしました。また、予算編成に当たっては、地域振興協議会を初め各種団体からの意見提言や要望を十分検討し、収支の均衡を念頭に、限られた財源を重点的、効率的に配分するため事業選択と見直しを行い、経費の削減、抑制に努めたところであります。

それでは、20年度各課の重点事業の概要について申し述べます。

総務関係では、消防法の改正で各家庭に火災報知器の設置が義務づけになりましたので、押し売りなど犯罪被害を防止する観点から希望者を取りまとめ町で購入価格交渉をして、設置については地域振興協議会や自衛消防団などの協力を得て、整備促進を図りたいと考えております。なお、購入費については本人負担となります。従来から取り組んでおります行財政改革についても引き続き取り組むこととし、各種補助金の執行状況の調査を行い、目的の達成した補助金などは廃止するなどの措置をとりたいと考えております。また、現在通常国会で審議されている税制改正に伴う、いわゆるふるさと納税は地方公共団体に対する寄附金税制の見直しという形で審議中です。南部町を応援したい、ふるさとに貢献をしたいという皆様の思いを実現する観点から、そ

の受け皿として南部町がんばれふるさと基金を設置して対応を図ってまいります。南部町の特徴であります桜や文化財などの保存を初め、サンショウウオなどの希少動植物の生存環境を保全することなど8項目の課題を掲げましたので、南部町の町づくりへ町内外から多くの皆様の参加を期待するものであります。

企画政策課では、定期借地権による福里団地の早期完売や新宮谷町営住宅跡地の住宅用地としての販売促進による定住施策の促進を図ってまいります。昨年7月に設立を見ました地域振興協議会ではありますが、この組織が設立されたことにより、従前の行政システムから住民の皆様みずからが主体者となって、地域に密着した施策の実現を図っていくことが可能となりました。たくさんの方々の課題があるにせよ、多くの住民の方々の参加を得てそれぞれの知恵がこれからの地域づくりに結集できることは、今後の南部町にとりまして大きな財産であり、大切に守り支援をしていかなければならないと思いを強くいたしているところであります。引き続き支援職員の配置を行い、積極的な情報提供などにより地域計画の策定や活動の支援を行い、町民との協働による町づくり体制の確立を図ります。また、SANチャンネル放送におきましては、内容の充実はもとより、独自番組の制作などができるよう引き続き努力したいと考えております。

現在運行のふれあいバスにつきましては、道路運送法の一部が改正になり、旧21条、緑ナンバーから新79条、白ナンバーに変更となり、運行主体がバス事業者から自治体へと変更になります。結果、自治体で設置する地域公共交通会議で運行条件などを承認されれば、地域からの運行要請にこたえやすくなったところであります。引き続き奥部地域のバス運行のあり方について、現在の公共交通機関の継続確保することを基本として総合的な観点から検討いたしますが、特に賀野線の利用者の減少が続いており、公共交通機関としてバス路線の廃止が心配されます。いずれにいたしましても、地域公共交通会議での審議を踏まえて検討してまいりたいと存じます。

町内誘致企業の動向であります。原工業団地の鳥取ビブラコースティックでは工場の増築工事に着手されておまして、8月ごろから本格稼働となり、60人程度の新規雇用が図られる見込みと聞いております。また、1月19日には会見地区の大山グリーンパークゴルフ場は、韓国で手広く観光開発を手がけているエマーソンパシフィック株式会社と相互利用の業務提携が結ばれ、4月4日から7日まで韓国男子プロトーナメント大会が開催され、韓国と日本のプロ選手140人程度の参加で韓国SBS放送局により放映され、総勢300人程度の方たちがかかわることとなっております。これを契機に今後韓国から年間1万人程度のゴルフ利用者の来場が期待されるところであり、アジアナ航空の利用拡大に大きな効果をもたらすものと思っております。本町にとりましても、新たな国際交流の事業展開や観光PRにも効果が期待できるとともに、ゴルフ場利

用税の増収が見込まれますので連携して協力していきたいと考えます。

税務課であります。昨年から取り組んでおります固定資産税の公平性を図るための全棟調査を引き続き実施いたします。税の徴収、滞納対策にありましても、納税者間での不公平が生じないよう体制の強化を図ります。具体的には、20年度から電算滞納整理システムを導入し、個票の整理、時効の管理はもとより、滞納者の情報の共有により徴収に努め、滞納額の圧縮に努めてまいりたいと存じます。今後の課題としては、収納対策の強化を図るため、税や使用料を一括して管理して収納できる室などの設置について検討してまいりたいと思います。

町民生活課にありましては、環境保全の観点からごみの不法投棄防止対策やごみ減量化対策を町民の理解と協力により、新たなシステムにより取り組みたいと思います。具体的には、各振興協議会単位に19年度の可燃ごみの排出量を基準としまして、5%以上削減を目標として取り組んでいただき、20年度の減量数を算出し、経費の節減になった金額を一定の基準を定めて振興協議会に交付したいと考えております。また、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定めておりますし尿くみ取り手数料ですが、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの普及により、し尿収集量の減少により、業者より事業経営が困窮しており引き上げの要請がありました。西部管内の関係町村の状況など調査して協議の結果、引き上げについてやむを得ないものと判断し、実施時期を7月施行として、今議会に条例の一部改正をお願いいたしております。

長年、高齢者の皆さんの活動の場として利用していただきました、旧法勝寺高校体育館の高齢者生産活動センター櫻花塾であります。会員の高齢化に伴い現在利用がなされていない状況であります。このまま放置していても施設の老朽化により危険な状況でありますので、取り壊すことにいたしました。保育所関係であります。女性の社会進出に伴い、子育て支援対策がそれぞれの自治体においても大きな課題であります。7月25日に次世代育成のための内部プロジェクトを立ち上げ、問題点の抽出作業をしており、教育委員会とも連携して、南部町の次世代育成のあるべき姿について研究することにいたしております。いずれ専門的な方や保護者代表、一般町民の参加を得て懇談会を行い、施策を検討する検討会を設置して御協議いただきたいと考えております。施設改修については、年次的に対応いたします。また、南部町が社会福祉協議会に委託運営しています、のびのびとファミリー・サポート・センターは、特色ある活動に努め利用の促進を図ります。保育園の申し込み状況であります。ひまわり保育園を除いて定員が確保され、低年齢幼児の入園希望が増加傾向であります。保育士の確保により、万全を期してまいります。

次に、人権問題に関する取り組みであります。18年度に南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくする総合計画を策定しましたので、現在実施計画の策定作業を進めておりま



す。実施計画では、すべての分野にわたり人権を尊重する意識を基本に策定してまいります。また、人権教育につきましては、いまだ県下では差別事件が発生し、同和問題の解決には至っていない現実を踏まえ、引き続き地域懇談会を継続しなければならないと考えており、20年度からは各振興協議会単位で取り組みの協議を進め、効率的な取り組みとなるよう計画してまいりたいと存じます。

健康福祉課関係では、従来の老人保健制度から新たな後期高齢者医療制度が導入され、本年4月から実施されます。運営は、鳥取県内の19市町村すべてが加入した鳥取県後期高齢者医療広域連合が行います。加入対象は75歳以上、または、一定の障害のある65歳以上の方全員が対象となるなど大幅な制度改正であり、新たに後期高齢者医療特別会計を設けて対応することになります。制度の周知の徹底を図るため集落説明会を継続的に実施しておりますが、混乱が生じないよう万全を期したいと存じます。町内での対象者は1,900人程度と見込んでおります。また、子育て支援の一環として取り組んでおりました就学までの医療費助成制度は、県が就学前までの助成を行うことになりましたので見直しを行い、小学校から中学生までを対象にして、外来受診時の医療費について一部負担を除いた2分の1の助成制度を設けることといたしました。健診制度につきましても、保険制度の改正により40歳から74歳の方は特定健診、特定保健指導となり、結果によって保健指導まで行うことといたしております。各振興協議会との連携を密にして各種健康教室や個別健康教育を徹底して、生活習慣病などの改善に取り組みたいと思っております。また、振興協議会ができたことにより、保健師の担当を決めて健康づくりについてきめ細やかな健康情報の提供により、健康維持増進を図ってまいります。

新規事業といたしまして、社会福祉協議会のあり方検討委員会の提案により、地域の福祉課題への対応、他団体との協議、住民参加や福祉力の向上を目指した活動が重要になってきている現状から、職員はもとより、関係者の基礎知識力を高めるための研修支援事業を新設しました。職員には、自分が持っている資格の一つ上の資格の取得を目指す取り組みを支援したいと必要な経費を計上いたしました。また、議会からの要望のありました認知症対策であります。近年、町内で行方不明になられる事例が多くなっていますので、認知症の予防策が特に重要と考えます。そこで認知症の原因となる脳卒中の予防対策として、高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病予防がますます重要であります。幸い、西伯病院に物忘れ外来や認知症治療の専門医師がおりますので、診断や治療環境には大変恵まれています。今後、早期受診していただくために啓発やPRに努めたいと思っております。20年度は、認知症の方を含めた高齢者の見守り体制と認知症家族支援の具体策について、地域振興協議会や各機関と連携を図りながら取り組んでまいりま

す。

建設課では、継続事業であります城山住宅4棟6戸の建設を実施いたします。また、じげの道づくり交付金要綱を定め、地域振興協議会を対象に身近な町道の改良などを支援をしております。町道関係では、天萬寺内線改良工事の本工事に着手し、継続中の賀祥今長線、大池線の改良工事を20年度で完了いたします。入蔵線については、引き続き設計及び用地買収を予定しております。維持補修関係にありましては、年々補修の必要箇所が増加しておりますが、緊急度の高い箇所から計画的に補修をまいります。県関係では、西伯伯太線の道河内地内の改良工事、米子岸本線天萬橋工事が完了いたします。継続事業では、国道180号鴨部地内の歩道新設工事、県道西伯根雨線金山地内改良工事、福頼市山伯耆大山停車場線田住工区、福成戸上米子線境工区が予定されております。また、本年度からの新規事業では、福成戸上米子線福成工区に着手する計画であります。国道180号谷川地内の歩道設置については、引き続き協議をまいります。砂防工事については、継続事業として赤谷工区、絹屋工区を予定しています。新水利システム事業では、会見地区7カ所、西伯地区1カ所を計画しています。

産業課では、農地の有効利用と農業所得の向上を図るため、19年度に立ち上げました特産品ブランド化研究会を通じて、新たな特産振興や栽培技術の普及に努めてまいります。さらに、都市生活者のニーズの把握により、都市と農村の交流促進の取り組みを推進をまいります。また、最近第1種農地の遊休地が増加傾向であります。19年度策定した遊休農地解消計画に基づき状況調査、農家の意向を把握して利用権の設定や農地の保安全管理などにより、遊休農地の解消に努めてまいります。以前に各種事業で整備しました農村公園の遊具が老朽化して危険な状況があり、4カ所の遊具の撤去を予定いたしました。地籍調査事業にあっては、東長田、上長田地区など高齢化率の高い地域において事業着手を行い、民間委託により事業の進捗を図ります。商工振興費では、中小企業小口融資貸し付け枠を300万円増額して、中小企業の支援をまいります。観光関係では、桜と一式飾りのガイドつき観賞ツアーや菜の花祭りや菜の花摘み取り体験などを計画し、PRに努めたいと思います。

教育関係では、さきにも述べましたが学校施設の老朽化に伴い、今後の改修経費は約10億程度の事業費を見込んでおります。年次的な事業費配分により対応することとしました。また、学校、家庭、地域社会が将来の南部町を担う子供たちの教育の重要性を再認識することとし、町全体で子供の育ちを支える環境づくりを推進するよう、南部町教育の日条例を制定します。具体的には、11月1日を教育の日とし、10月、11月を教育月間として趣旨に沿った行事を実施し、広く町民に参加を呼びかけてまいりたいと考えております。学校給食では、19年度新しくなり

ました西伯給食センターの調理部門を業務委託方式でスタートいたしました。業務開始直後にトラブルが発生し、大変御心配をおかけいたしました。その後は順調に業務が行われており、大きな成果であったと考えております。会見給食センターにあっても検討していきますが、今年度は現体制で取り組むことといたします。スポーツ振興であります。従来、体育協会を通じて各種スポーツの普及指導に努めてまいりましたが、多様なスポーツ環境に恵まれた現在、実態が合わなくなってきているのではないかと思います。そこで、地域が一体となって自立した運営を行える、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みを推進してまいります。地域内にある既存のスポーツ施設の活用や組織団体間のつながりを強めることで人材を発掘し、幅広く登用するなど、スポーツ振興で地域の活力を生み出すようにしたいと存じます。来年は、南部町誕生から5周年を迎えますが、8月にプレイベントとしてNHKの朝のラジオ体操をとっとり花回廊を舞台に実施するよう、NHKと協議を進めているところであります。多くの皆さんに参加していただき、今後の健康づくりのきっかけにさせていただくとともに、南部町のPR効果に大きな期待をしているところであります。給食料の滞納対策についてであります。19年度から徴収を教育委員会事務局で行うことにして、学校関係者を含む徴収方法の見直しを図り、滞納の解消に努めております。このように滞納が発生する状況は、義務教育だから支払わなくてもよいという方も実態としてあり、親の規範意識やモラルが低下していると思われ。経済的理由により負担が困難な方には要保護、準要保護制度などにより支援しながら、今後も総力を挙げて滞納の解消に努めたいと存じます。

図書館運営につきましては、新たな図書システムを導入したことにより、県立図書館を初め、他町村の図書館、学校図書館との連携や住民が希望する多様な図書をスピーディーに調達できるような機能強化ができました。今後とも蔵書数の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、施設が手狭になり障害を持つ方々や高齢者の方々に不便をかけており、今後図書館の拡張整備が大きな課題であると考えております。生涯学習の拠点としての南部町公民館であります。地域振興協議会が設立されたことにより昨年組織の見直しを行い、会見分館、西伯分館として従来の機能を維持しているところであります。今後は、各地域振興協議会が地域計画を策定され本格的な活動が展開されてくれば、地域での公民館活動が活発になってまいりますので、総合的な視点に立ち、調整機能を明確にして支援をしてまいりたいと思います。また、全町民を対象とした講座などは引き続き実施することとし、地域での指導者養成に努めてまいります。

次に、特別会計並びに企業会計について概要を説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を

受けることができる医療制度を将来にわたって持続可能なものにしていくために、平成20年度は医療制度の大幅な改正が行われ、4月から後期高齢者医療制度が導入されました。これにより75歳以上の被保険者の方1,370人程度が国民健康保険を脱退されることになり、国民健康保険被保険者は3,100人程度となります。歳入については、1,370人が減少したことにより国民健康保険税が減となり、65歳から74歳の前期高齢者の保険者間の不均衡を調整するために創設された、前期高齢者交付金と後期高齢者国庫負担金の増額を見込んでおります。歳出の医療費の積算に当たっては過去3年間の医療費実績により推計し、療養給付費全体で1,100万円の増額を見込みました。また、老人保健拠出金にかわって後期高齢者医療支援金が創設されました。全体事業費としては、昨年より約700万円減の11億9,300万円を計上しました。

老人保健特別会計では、後期高齢者医療制度への移行により廃止となりますが、経過措置として諸経費を計上いたしたところであります。

住宅資金貸付事業特別会計は、貸付金の償還予算を計上いたしておりますが、年々借り受け者の高齢化による経済状況や死亡などから、滞納額の縮減が図られない状況であります。保証人の方との接触を図りながら状況把握に努めるとともに、弁護士にも相談し、徴収に努めてまいります。また、ケースによっては国への返還要求などについて協議してまいりたいと存じます。

次に、簡易水道事業特別会計であります。水道統合計画により、19年度事業で諸木-ニュータウン間の管路接続工事などが完成したことにより、20年度からは上水道会計に統合して会計処理をすることとしました。従来の簡易水道基金は、上水道会計に新たに基金を設けて引き継ぐことといたします。使用料金にあっては、当分の間は現状の料金体系で処理することといたしました。

浄化槽特別会計では、合併浄化槽の普及に努めます。現在の合併浄化槽の全体の普及率は60.5%となっております。平成20年度34基、21年度に71基と予定し、世帯の構成状況などから考えますと、平成21年度末で73%程度が限度ではないかと考えております。

農業集落排水特別会計では、19年度末で会見地区3処理区全体の普及率は83.6%です。特に接続率の低い小松谷処理区68.4%の加入促進を図り、21年度末で90.7%の普及率に努めたいと存じます。西伯地区の接続率は、福成大国処理区で86%です。21年度末目標を93%として普及に努めます。

公共下水道特別会計では、接続率は75%であります。特に供用開始のおくれていた阿賀、清水川地区の普及に努め、21年度末96%目標で推進いたします。

介護サービス事業特別会計であります。特別養護老人ホーム建設に伴う伯耆の国からの寄附金を計上して、償還金の返還を予定しております。

墓苑事業特別会計であります。既使用者からの返還と新規使用者への貸し付けに伴う経費、地方債償還金を計上しました。

建設残土処分事業特別会計は、維持管理経費を基金取り崩しにより計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計であります。20年度からの制度創設により、新たに特別会計を設けるものであります。特別徴収、普通徴収の保険料や負担金など必要経費を計上しております。

次に、企業会計であります。水道事業会計から説明してまいります。さきに申し上げたとおり簡易水道会計と統合することとして、引き続き安定的な水道水の供給に努めます。水道統合計画に伴うニュータウンポンプ場施設整備については、19年度からの繰り越し事業で対応し、県道西伯伯太線改良工事に伴う道河内地内の水道管移設工事を予定しました。新規事業として田住貯水槽の更新のための設計調査費を計上しました。水道使用料にあっては、節水型洗濯機や市販飲料水普及により使用料の伸びが見込めないため、前年並みと見込んでおります。資本的収支では、工事費、企業債償還などを計上し、不足額にあっては内部留保資金を充てることとしました。

次に、病院事業会計であります。20年度予算編成に当たり業務量は19年度実績をもとに入院は6万8,392人、1日187.4人。病床利用率を95%と想定し、外来は7万463人、1日平均患者数は290人を予定し、医師の減員などにより、外来1日当たりの平均患者数を12.8%減と予定したところであります。収益的収支では、事業収益としましては21億6,512万9,000円、事業費用として21億9,901万4,000円として編成いたしました。現金を伴わない減価償却費を除いた資金ベースでは1億4,500万円の黒字と見込んでおります。資本的収支では、資本的収入として機械備品購入に伴う国保調整交付金起債借り入れを見込み、収入総額は1,179万6,000円を計上しました。資本的支出は、機械備品購入、企業債償還金など1億654万9,000円を計上し、不足する9,475万3,000円については、過年度分損益勘定内部留保資金で補てんすることとしております。いずれにいたしましても病院経営の安定を図るには現状の医師確保では限界であり、喫緊の課題として医師確保に全力を傾注してまいりたいと考えております。

在宅生活支援事業会計であります。町民の皆様方の在宅での生活を支援するため、病院と一体となり訪問活動を展開しています。また、現在精神科病棟における退院促進事業に取り組んでおり、利用者がふえている状況であります。エリアが拡大し、移動に時間がかかるなど問題もありませんが、各行政機関と連携を強化して取り組みたいと思っております。事業的には前年度規模

より若干減額の予算を編成しております。

以上が一般会計、特別会計及び企業会計の概要であります。

平成20年度南部町一般会計予算案などを提案するに当たり、町政に対する所信の一端と主要施策などについて申し述べました。本定例議会では19年度補正予算、条例関係を初め、総数で44議案を上程しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。いずれの議案も町民生活に深くかかわり、町政の推進には必要なものばかりであります。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げます、施政方針の説明といたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

---

#### 日程第7 発議案第1号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第7、発議案第1号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、宇田川弘君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（宇田川 弘君）

.....  
発議案第1号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

平成20年3月10日提出

提出者 南部町議会運営委員会委員長 宇田川 弘

南部町議会議長 森岡 幹雄 様

.....  
中身につきましては、皆様方のお手元に配付をしておりますので省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま、議運の委員長から提案理由の説明がございました。

質疑を終結……。質疑ありますか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 今回、規則の一部改正は議運の委員長がしてくださったんですけ

ども、これは会議規則を変更していくという大もとになっているのは、議会の基本条例に位置づけられたことによるのが大きいと思うんですね。それで今、これ聞きたいことは委員長と、今委員長報告ですから執行部に求めていただきたいと思うんですけどね、何が聞きたいかという、会議規則を改正する規則で会議規則を見たんですね、その大もとになる基本条例が条例規集の中に出てないんですよ、制定したのに。なぜですか。

○議長（森岡 幹雄君） もう一遍、そのくだけり言ってみて。

○議員（14番 真壁 容子君） はい。議会基本条例を制定したんですが、それが条例規集の中に載っていないのはなぜかと聞いているんです。これは、もし私の間違いでどっかに載っているのであれば言っていたきたいことと、もし載せていなければ会期中に12月議会から3月議会まで、少なくとも次期の議会までには条例は加除していただいおかなければ、ここで見る根拠がないんですよ。少なくともこれは、その確認なんですけどどうなんでしょうか。これは委員長よりも執行部に聞いていただかないといけないと思うんですけども。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの質疑に関しては、法令上の問題でありますのでちょっと休憩をいたします。

午前11時35分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。今、議員の御質問のとおり追加加除一覧表というのが最初に出ておりますので、この記録を見ます限り、夏のところから加除が入ってないということです。これは次の議会までにできるだけ間に合うような努力はいたしますけれども、それが今回は加除が12月ぐらいには1回はしてないといけないじゃないかというぐあいに思いますが、それがしてなかったということは、私どもの少し落ち度もあったというぐあいに思います。今後はできるだけ早く加除の作業が進みますように、作業を徹底したいというぐあいに思います。それともう1点は、どうしましても印刷物でございますので、先行しますのはどうしても電子版の方が、インターネットだとかそちらの方が先行いたします。ただ、今回は全体的に半年もこのものが加除がされてないということはそういう問題ではなく、私どもの落ち度が一部あったのではないかというぐあいに思いますので、今後このようなことがないように努力いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたしますが、ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議員発議の関係でありますから、討論も省略をしてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 採決いたします。討論終結して、これより発議案第1号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第8 発議案第2号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第8、発議案第2号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者であります議会運営委員長、宇田川弘君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（宇田川 弘君）

.....  
発議案第2号

南部町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

平成20年3月10日提出

提出者 南部町議会運営委員会委員長 宇田川 弘

南部町議会議長 森岡 幹雄 様

.....  
次にとじております中身でありますので、省略をいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの提案に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第9 議案第5号 から 日程第52 議案第47号

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。この際、日程第9、議案第5号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）から、日程第52、議案第47号、平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算までを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第5号から議案第48号を含み日程第52までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。それでは、平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）を御説明いたします。御用意いただけますでしょうか。

.....

議案第5号

平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,449千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,982,5184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経

費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

.....

それでは、御説明いたします。このたびの補正は、今年度の最終補正ということもございまして、全般に予算の不用額の調整や不足額の整理、こういったものが大半でございます。

まず、19ページをお開きいただきまして、歳出から御説明をさせていただきます。では、19ページから御説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理の報酬27万円の減は、年度途中で顧問が不在になったための不用額でございます。

続きまして、20ページでございます。7目財産管理費でございます。委託料の電算処理業務委託料9万4,000円の増でございますが、これは4月から特別医療費助成制度が開設されることに伴いまして、システム改修委託料を計上したものでございます。その下の14節でございますが、運用管理サーバーホスティング料6万4,000円は、後期高齢医療システム用サーバーですね、コンピューターでございます。これをホスティング、借り上げで対応することとしたためのものでございます。

21ページをお開きください。中ほど15目企画費でございます。公有財産管理費のカントリーパーク用地購入の189万3,000円の減、これは予算時の利率と借り入れ時の利率に差があって、減額となったものでございます。その下の負担金、補助金及び交付金の路線バス維持補助金の933万8,000円、この内訳でございますが、県補助金が今年度から町を通して支払われることになったための増、これが851万円、実績による町負担分の追加が82万8,000円でございます。中山間地域活性化交付金の301万2,000円の減、これは諸木地区でジゲおこしとして地区内の山林に繁茂した竹林を処分する、竹炭の窯を建設する、そして生炭をするということを当初計画しておりましたが、小型の可搬式の竹炭窯、これに変更しまして購入することにしたために減額になったというものでございます。

22ページをお開きくださいませ。上段の21目の合併事業費でございます。負担金、補助金及び交付金のコミュニティーバス運行負担金85万9,000円は、燃料費の増加による実績精

算でございます。

23ページ、お願いします。民生費、社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。委託料の福祉センター指定管理料36万8,000円は、プール、それから浴槽の修繕のため追加委託料でございます。

次に、4目の老人福祉費でございます。委託料は養護老人ホーム入所措置委託料156万4,000円の減でございますが、これは入所者が5名から4名になったことによる減でございます。同じくその下の介護予防地域支援事業委託料108万円の減。これは配食サービスの減でございます。業者が直接配食サービスする方法に変えたために減額となったものでございます。後期高齢者医療システム改修委託料420万円は、後期高齢者保険料激変緩和措置によるシステム改修追加費用でございます。その下の負担金、補助金及び交付金でございます。後期高齢者医療広域連合負担金545万3,000円の減、これにつきましても実績による減でございます。

25ページをお願いします。衛生費、病院費、1目病院費でございます。負担金、補助金及び交付金の西伯病院補助金2,726万6,000円は、交付税の病院分の実績調整でございます。

27ページをお開きください。農林水産業費、農業費、5目農業振興費でございます。負担金、補助金及び交付金の農業経営基盤強化資金利子補給補助金8,000円は、債務負担の補正とあわせてお願いするものでございます。後ほど第3表、債務負担について御説明させていただきます。同じく、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業補助金174万9,000円の減は、当初区画20区画300ヘクタールの予定でしたが、これを11地区215ヘクタールの実績によりまして減とするものでございます。

次、28ページの下段でございます。林業費、2目林業振興費でございます。委託料の松くい虫の被害立木伐倒駆除委託料40万2,000円の減でございます。平成18年度590立木の伐倒実績に対しまして、平成19年度は600立木と実績自体はふえましたけれども、入札による請差によりまして減額となったものでございます。その下、負担金、補助金及び交付金の森林整備地域活動支援推進事業補助金179万8,000円は、計画では731.59ヘクタール予定していましたが、実績は3地区造林公社による西伯、造林公社による会見、それから浅井地区の3地区でございますが、約372ヘクタールになったことによる減でございます。

29ページをお願いいたします。商工費、1目の商工振興費でございます。負担金、補助金及び交付金の工場設置奨励事業補助金109万5,000円の減、これは実績による減でございます。

30ページの土木費、住宅費、1目住宅管理費でございます。工事請負費の城山住宅建設改良

工事1, 026万1, 000円の減は、入札結果による実績減でございます。続きましてその下段、消防費、消防費、1目でございます。非常備消防費でございます。負担金、補助金及び交付金の福祉共済加入補助金44万4, 000円は、消防団員の共済加入期間が7月から6月までのこれまで1年間を期間としておりましたが、これが4月から3月までに変わったために、今年度は2度支払いが生じるということのための変更でございます。2目の消防施設費でございます。これは西原地区の県道改良に伴う防火水槽工事を予定していましたが、本年度はこれが変更になり、なくなったということによりまして減額になります。新年度の方で予算計上を図りたいと思っております。

32ページから35ページ、これは教育費ですが、すべて整理でございます。

33ページの1目を見ていただけますでしょうか。学校管理費、15節の工事請負費の西伯小教室棟屋根がけ工事、これが385万円の入札減になっております。これは今言いましたように入札減でございます。教育関係のところにつきましては、先ほども申しましたように、予算の整理だということで御理解ください。

36ページに参ります。36ページの災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、1目でございます。農地災害復旧費でございますが、これは2カ所の災害工事を予定しました。1カ所が災害認定になりまして、1カ所はならなかったということによりまして減額としたものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

歳入に移ります。11ページにお戻りください。

それでは11ページ、歳入から説明させていただきます。歳入は実績を見込み整理を行っております。

12ページ中ほどをお願いします。地方交付税の普通交付税1億8, 900万8, 000円でございます。補正の留保財源で残させていただいておりましたが、これを全額予算計上いたしました。普通交付税の総額は、これによりまして28億1, 786万9, 000円となりました。注目していただいていると思いますが、特別交付税につきましては、この3月20日前後に額が確定するという予定でございます。こちらの方は、現在のところ予算としては1億7, 000万を見込んでおります。

13ページをお開きください。下段の国庫支出金、国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。社会福祉費補助金の後期高齢者医療システム改修費補助金420万円は、歳出で説明しました保険料激変緩和のシステム改修費補助でございます。

次は、14ページ下段でございます。県支出金、県補助金、1目総務費県補助金でございます。

鳥取県市町村交付金 5 4 2 万 2, 0 0 0 円の補正は、主に地域振興区関係の経費でございます。同じく、広域バス路線維持費補助金 8 5 1 万円は、歳出で説明しましたように、日ノ丸バスに県が直接支払っていたものを町経由で支払うようになったための補正でございます。

1 5 ページをおめくりください。1 5 ページ下段、県支出金、県委託金、1 目の総務費県委託金でございます。県民税徴収取扱委託金 1, 1 8 8 万 6, 0 0 0 円は、鳥取県の税条例の一部改正によりまして、県民税の徴収取扱費の算定方法が変更になったことによるものでございます。

1 6 ページ中ほど、繰入金、基金繰入金、2 目の減債基金繰入金でございます。減債基金の繰入金 2 億 3, 6 0 0 万の減は、歳入調整でございます。それから、4 目の肉牛特別導入事業基金繰入金でございます。これは肉牛特別導入事業基金繰入金 3 6 万 5, 0 0 0 円ですが、基金の廃止によるもので、全額繰り入れでございます。

以上が歳入の説明でございます。

6 ページをお開きください。第 2 表の繰越明許費でございます。事業が完了をできないために、平成 2 0 年度に繰り越しをするための限度額のお願いをここで行います。5 款農林水産業費、2 項林業費、広域基幹林道事業が 1 6 0 万 8, 0 0 0 円。同じく 5 款の農林水産業費、2 項林業費、造林事業が 8 0 万円。それから、7 款土木費、2 項の道路橋梁費、町道天萬寺内線改良事業が 1, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円。同じく 7 款土木費の 4 項住宅費でございます。町営住宅改良事業が 4, 3 3 6 万円、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、7 ページでございます。これは第 3 表、債務負担補正でございます。事項は、農業経営基盤強化資金利子助成でございます。先ほど歳出の方で 8, 0 0 0 円の説明をいたしました。変更前の額が 1 7 7 万 2, 0 0 0 円。これを限度額 8, 0 0 0 円増しまして、1 7 8 万円に限度額を変えるものでございます。

続きまして、8 ページ、第 4 表でございます。地方債補正でございます。事業費の実績にあわせた変更でございますが、広域基幹林道事業につきましては、調整分で 1 0 0 % 起債が可能になったための変更でございます。西伯小学校大規模改修事業は、限度額を 4, 8 4 0 万円から 4, 4 7 0 万円に。公有林整備事業は、限度額を 6, 7 9 0 万円から 6, 6 8 0 万円に変える。広域基幹林道整備事業は、限度額を 6 4 0 万円から 7 2 0 万円に。臨時地方道整備事業、特定分でございますが、限度額を 3, 2 5 0 万円から 2, 9 9 0 万円に。公営住宅整備事業は、限度額を 9, 1 1 0 万円から 7, 9 8 0 万円に。消防施設整備事業は、限度額 1 3 0 万円をゼロに。それぞれ変更をお願いするものでございます。利率や償還方法についての変更はございません。

以上、一般会計補正予算（第 5 号）の説明でございました。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。議案第6号、平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,081万2,000円とするものでございます。

以降につきましては、事項別の9ページをお開きください。説明をいたします。この会計の計算でございますけども直近の1月末調定額、これで割り戻した金額と、それから事業が終了しておりますので変更申請額、これで計算をした結果でございますが、基金を5,650万円取り崩すというものでございます。

まず、歳出でございますが、9ページになります。一般被保険者、真ん中どこですけども一般被保険者療養給付費でございます。これは2,553万8,000円の増でございますが、1件当たりの診療費の増というものでございます。その下の退職分でございますが、8,230万円でございますが、退職被保険者の増によるものということで一般から退職への振りかえというような格好になります。

続きまして、はぐっていただきまして11ページになりますが、保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これにつきましては30万を超える交付対象額の減ということでございます。これ30万円以上の方が対象になりましたので、その対象者が少なかったということでございます。

返っていただきまして、6ページでございます。保険税でございます。医療給付費の現年課税分ということで6,561万8,000円の減額をしております。これは徴収率を95から94%と落としたものでございます。それから、退職被保険者の関係でございますが、これは535万3,000円の減ということでございます。これは税率決定影響分が要因ということでございます。

続きまして、7ページになりますが、国庫補助金、財政調整補助金でございます。これが、普通調整交付金が2,640万1,000円増額としております。

療養給付費の関係でございます。8ページになりますが、療養給付費でございますが、5,815万9,000円の増額をしております。これは退職被保険者の増加によりまして、給付費の増加ということになっております。それから、繰入金でございますが、5,649万9,000円を補正をいたしまして、5,650万円を取り崩すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 続きまして、平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算について御説明いたします。

議案第7号、1ページをお開きくださいませ。

.....  
議案第7号

平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

.....  
3ページをお開きください。歳入補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。このたびの補正は、3ページの一番下段の方になりますが、諸収入につきまして住宅新築資金貸付金元利収入現年度分でございます、13件420万9,000円と、それからその下段の宅地取得資金貸付金元利収入現年度分、8件167万9,000円。合計21件、実人員にしまして16名分588万8,000円が回収不能となりましたので、補正をお願いするものでございます。この16名の内訳でございますが、15名は既に滞納が発生している人でありまして、入金は過年度分の処理を優先して行っているものであります。残りの1名につきましては、今年度新たに滞納となりました。

以上、御審議の方をよろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。続きまして、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算を説明させていただきます。

別冊になっておりますのでごらんください。  
.....

議案第 8 号

平成 19 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度南部町の簡易水道事業特別補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,370 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 164,471 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 20 年 3 月 10 日

南部町長 坂本 昭文

.....  
中身の説明をさせていただきます。これも一般会計と同じく事業の方の終了した部分に伴います整理の部分がございませぬ。

6 ページをごらんいただきたいと思ひます。一般管理費で、簡易水道施設台帳の整備委託料 5 万 6,000 円の減額でございませぬが、これは入札による減額でございませぬ。その下の方になります施設修繕料、施設管理費の施設修繕料、これも整理によりまして 234 万円の減額にしております。建設事業費ですが、諸木ニュータウンの送水管布設工事、入札等によりまして減で 74 万 4,000 円の減になります。

歳入の方で、前のページに戻っていただきまして 5 ページですが、事業の額の確定によりまして国庫補助金の 274 万 9,000 円の減。それと、起債の借り入れも 550 万円の減額。この減額に伴いまして一般会計等からの繰入金、これは、台帳整備に関する部分がちょっと余計に受けてる部分でございませぬしたので、212 万 1,000 円の減額としております。

次に、地方債補正の関係でございませぬけども、3 ページをごらんいただきたいと思ひます。補助残の起債借り入れ分を、6,980 万円を 6,430 万円に変更するものでございませぬ。以下、起債の方法等には変更でございませぬ。

以上ですので、よろしく御審議をお願いしたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

○上下水道課長（稲田 豊君） 続きまして、議案第 9 号、南部町農業集落排水事業特別会計補



正予算について御説明をさせていただきます。

.....

議案第9号

平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,936千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

.....

中身の説明でございます。5ページの歳出から説明させていただきます。一般管理費で、消費税が194万5,000円減額になっております。これの減額に伴うもので、歳入の方では施設負担金ということで3件の新規加入がございまして、その分104万9,000円を増額し、105万円としております。諸収入の関係ですが、工事に伴いました移設補償が43万6,000円ございました。歳出で減額したものとそれぞれ歳入でふえてきたもので、調整で一般会計からの繰り入れを342万1,000円減額しております。

以上です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

.....

議案第10号

平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度南部町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,575千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

.....

中身の説明でございますけれども、浄化槽の設置基数が当初予定しておりましたものよりも少なくなりましたので、その部分に対応する補正でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。歳出の方からでございますが、1款総務費の浄化槽建設費でございます。当初50基を予定しておりましたけれども、設置基数の希望者の減少によりまして、工事費1,262万8,000円を減額しております。あと、一般管理費、その上になりますが、施設修繕料15万というのはフロア修理等が増加したものでございます。

前に戻っていただきまして、5ページ、歳入でございます。分担金、浄化槽の分担金390万円の減額をしております。設置基数の13基分が減少しておりますので、それに伴います減額でございます。

浄化槽使用料につきましては、見込みの修正をしております71万円の減額でございます。

その下の国庫支出金の浄化槽整備事業補助金でございますが、設置基数の減少によりまして354万円の減額等ございまして、町債につきましても設置基数減少によりまして480万円の減額でございます。

あと、3ページでございます。地方債補正につきましてはですが、借り入れ分の減少でございます。当初3,600万円を限度としておりましたものを3,120万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議お願いしたいと思います。

続きまして、南部町公共下水道事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。

.....

議案第11号

平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

3ページをごらんいただきたいと思います。歳入の部分で下水道負担金ということで、みのりの郷を運営しておりますが、汚泥投入量の増によりまして166万3,000円の増額が見込まれますので、増額補正をしております。

諸収入の方でコンポストの売り上げ、それから消費税の確定申告の還付金等が決まりましたので、合わせて154万9,000円の増額になっておりますので、これに伴います一般会計からの繰入金を321万2,000円減額するものでございます。

以上です。よろしく御審議お願いしたいと思います。

○議長(森岡 幹雄君) 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長(畠 稔明君) 続きまして、議案第12号、19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算につきまして御説明いたします。

議案第12号

平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度南部町の墓苑事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

4ページをお開きください。このたびの補正は、12月に1基の返還がございました。その返還があったために、返還金7,000円の不足額が発生いたしました。それにあわせまして、返

還があったときの予備のためということで、もう1基分37万3,000円、合わせて38万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ここでお昼の休憩に入りたいと思います。午後は2時30分から再開をいたしますので、御参集賜るようお願いをいたします。14時30分再開をいたします。休憩いたします。

午後0時30分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 予定の時間になりましたので、会議を再開いたします。

説明を続けてください。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 議案第13号の水道事業会計について補正を説明させていただきます。

別冊になりますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第13号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）。総則。第1条、平成19年度南部町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、平成19年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入で営業外収益、既決予算が6,000円を補正で1,274万9,000円増額、合計で1,275万5,000円になります。水道事業収益、合わせまして、既決予算が1億4,078万8,000円を1,274万9,000円増額しまして、1億5,353万7,000円とします。支出の方ですけれども、営業費用に1,089万3,000円の増額をしまして、1億825万1,000円。予備費の方で185万6,000円増額しまして、195万6,000円。合わせまして、事業費用では1億4,788万円の既決予算額を1,274万9,000円増額しまして、1億5,353万7,000円とするものです。他会計からの補助金。第3条、予算に「渇水対策のために一般会計からこの会計への補助を補助を受ける金額は、1,274万9,000円である。」を追加する。

10ページの方をごらんいただきたいと思います。昨年の12月補正で、一般会計から渇水対策補助金ということで1,749万円支出をすることになって、上水会計で受けるところをその時点で設けることができませんでしたので、このたびの補正で設けるものでございます。収入の

方が、渇水対策補助金で1,274万9,000円。支出の方ですけれども、この補助金の使途として米子からの受水費関係に1,030万6,000円。それから、渇水対策で田んぼ等を借り上げておりました賃借料で25万7,000円。米子からの受水関係のポンプの電気料金で23万4,000円。給水車が走っておりますので、その燃料代で4万2,000円等。あと、予備費の方で185万6,000円を計上しておりますので、よろしく御審議お願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事業管理者、三鴨君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 病院管理者です。別冊をごらんいただきたいと思います。

1ページ、議案第14号、平成19年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。総則。第1条、平成19年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。2条、収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するというので、まず収入であります。第1款の病院事業収益21億3,557万9,000円の予算額に対しまして補正予算額2,769万1,000円、合計21億6,327万円。内訳でございますが、1項の医業収益の補正額はゼロ、第2項の医業外収益は2,769万1,000円増額いたしまして、2億9,593万5,000円になるものであります。支出であります。第1款の病院医業費用21億5,695万円、補正予算額3,810万7,000円、トータル21億9,505万7,000円でございます。内訳は、医業費用が3,347万2,000円、医業外費用が463万5,000円でございます。第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,810万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。次、はぐっていただきますと、収入支出の合計の支出が1億637万4,000円、収入が827万3,000円。この収入と支出の差額9,810万1,000円の不足額は、過年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。次、第4条、企業債の補正でございますが、これに伴って限度額700万を660万円に限度額を予算額40万円を減額した分、減額補正するものであります。あと、起債の方法、利率、償還の方法は変わりません。内容は9ページをごらんください。

この収入であります。医業外収益の他会計補助金、これが町の補助金2,726万6,000円、国保調整交付金42万5,000円、合わせまして2,769万1,000円。これは、19年度の病院に係る交付税の額が決定したことにより、増額になるものであります。次、はぐっていただきまして、支出。2番の材料費であります。3,347万2,000円、これは薬

品代でございます。それから、2番の医業外費用の支払い利息及び企業債取り扱い諸費、これが補正額266万7,000円、これは企業債利息であります。それから、消費税が196万8,000円という内訳になります。次のページ、11ページであります、資本的収入、これは補助金167万3,000円、これは補助金の確定によるものであります。2番の企業債であります、これは補助金の確定により減額した額が40万円ございまして、これが明細になります。

以上であります。どうかよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第15号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

次のとおり地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

新旧対照表と議案と両方見ながら、参考にしていただいたらというふうに思います。

この条例でございますが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、昨年8月1日に施行されたことに伴いまして、関係する条例を整備するために制定をいたすものでございます。この内容でございますけれども、育児休業に関する改正の要旨といたしましては、今まで育児休業に加え、一定時間勤務をしながら育児休業を取得する育児短時間勤務制度が、新たに創設をされたということが大きな改正でございます。2点目としまして、2時間を限度として取得できる部分休業について、育児する子供の対象年齢が満3歳から小学校就学前までに引き上げられた、そういったことが2点目でございます。それから、育児休業取得者が復帰した場合における復元率が、これまでは2分の1ということでしたが、これからは10分の100以下に引き上げられたという内容が主なものでございます。それから、この改正に伴いまして、それぞれの条例の改正もあわせて行うようにいたしております。

第2条関係でございます。これは新旧対照表で見いただきますと、11ページでございます。11ページに第2条といたしまして、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する新旧条例の対照表ということで掲げておりますが、ここの中でその勤務時間についての関連する条文の整理をいたしております。

それから、第3条としまして、16ページになりますけれども、ここでは一般職員の給与条例などについて、関係する条文を整理をいたすようにいたしております。

それから、4条から6条でございますが、第4条関係では、21ページを見ていただきたいと

思います。ここでは、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を新旧対照表でいたしております。

それから、5条関係につきましては、22ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、企業職員の給与に関する種類及び基準に関する新旧対照表を掲げておるところでございます。

それから、第6条といたしましては、23ページでございますが、これは南部町立病院職員の給与の種類等に関する条文の改正などを掲げておる内容でございます。

この条例は、平成20年の4月1日から施行し、復元に関する改正規定については、法律の施行日である平成19年8月1日から適用することといたしておる内容でございます。

議案の方を見ていただきたいと思いますが、附則といたしまして、2、この条例による改正後の南部町職員の育児休業等に関する条例第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日の日以降に職務に復帰した場合においての号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合においての号給の調整については、なお従前の例によるということで行わないという規定を附則でうたっておるものでございます。

それから、3としまして、改正法の施行の際、現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以降に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とすると、従前の例によるということをお附則でうたったものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第16号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について。

次のとおり南部町被災者住宅再建支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

この条例は、被災者生活再建支援法の改正によりまして、一定の自然災害により、その居住する住宅が全壊したなどにより住宅を失った世帯に対して、これまで認められていなかった住宅建設の費用が国において支援されることになったために、県の条例改正が行われました。それに伴いまして、今回改正をお願いするものでございます。

改正の主な点でございますけれども、被災により全壊した住宅のうち、国の補助対象外のものについて県において補助を行うことにあわせまして、従来一部破損についても対象ということで、県の方ではなっておったわけでございますけれども、この一部破損については対象外とするとい

うふうに改正になったものでございまして、その内容を今回お願いをいたしております。

この条例の施行日は、平成20年の4月1日からといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

新旧対照表をちょっと見ていただきたいというふうに思います。24ページでございます。新たに定義ということで、従来ある条例の文面のそれぞれの用語等について、第2条で定義が定められたという内容でございます。詳細については省略をしたいと思います。

それから、26ページの第4条関係でございます。支援金の額ということで、今回対象事業ごとに具体的にわかりやすく整理がなされたという内容でございます。この内容で変わった点でございますけれども、対象事業の1については従来の基準と変わりません。ただ、字句がわかりやすく整理をされたという内容でございます。それから、2の全壊世帯の居住の補修についての項目でございますが、これは従来、旧県条例では150万円でしたが、これが200万円に引き上げになっておるところでございます。それから、3番目の(3)の大規模半壊世帯についての交付額でございますが、これは旧条例でいきますと300万円であったものが、250万円に改正になったという内容でございます。それから、5の半壊世帯の居宅の補修でございます。これについては、旧条例では150万円。それから、建設購入については300万円ということになっておりましたけれども、これは100万円に改正になったという内容でございます。それと、従来一部破損については150万円というものが定めてございましたが、これが全部廃止になったという内容のものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号でございます。南部町特別会計条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、来年度から特別会計について、後に提案を予定しております簡易水道の地方公営企業法の全部適用に伴う簡易水道特別会計の廃止、及び新たに制度が始まる後期高齢者医療制度に対応するために後期高齢者医療特別会計を新設をいたす内容でございます。

この条例の施行日は、平成20年4月1日といたしておるものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。簡易水道特別会計でございますけれども、これは統合するということによって特別会計を廃止をいたします。かわりに10番目といたしまして、後期高齢者医療特別会計が新たに新設を、法改正によりまして新たに設ける内容のものでございます。



よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり南部町営バスの管理及び運行に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の御承認をお願いするものでございます。

この条例は、現在運行しております町営バスについて、道路運送法の改正に伴いまして条例によって運行管理をする必要が生じたことによって、新たに制定をするものでございます。

内容でございますが、これは従来21条の規定によって、みなし規定でございますが、それによって運行いたしておりましたけれども、それが全面廃止になったということで、新たに今あるバスを運行するのに、今度は道路運送法の79条の適用を受けるということになるわけございまして、これによりまして運行者が実施主体が南部町ということになることから、新たに制定をいたすものでございます。内容的には、現在運行行っておりますふれあいバスの運行内容は全く変わるものではございません。ただ、それについての目的等を町で新たに定めるという内容のものでございます。

第1条で、目的ということで定めております。この条例は、南部町に暮らす住民に快適な交通環境を提供し、かつ、地域の実情に即した公共交通の充実を図るために運行するバスについて必要な事項を定めることによって、町民の福祉の向上及び地域の発展に資することを目的とするということを掲げたものでございます。

第2条に、設置についてでございます。前条の目的を達するために道路運送法第78条第2項の規定によって、有償の自家用自動車を設置するというように定めたものでございます。

3条といたしまして、管理及び運行についての項でございます。町営バスの管理及び運行は町が行うということで、町の義務をここであらわしております。ただし、管理上必要があると認める場合は、町長が指定する者に管理及び運行並びに利用料金の徴収及び収納を委託することができるという規定を設けたものでございます。

運行路線でございます。第4条で、運行路線。町営バスの運行路線及び運行区域は別表のとおりとするということで別表に掲げておりますが、これは現在行っております内容と変更はございません。前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、運行路線及び運行区域を変更することができるという規定を2項で定めたものでございます。

以下、運行日、運行回数、利用料等については、現在の状況のものでございますので、説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。

議案第19号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、法律の改正に伴いまして、国保税において65歳から74歳までの前期高齢者の年金世帯に対する特別徴収制度が導入されたことに伴いまして、納期を変更するための条例を改正をいたすものでございます。

内容等につきましては、税務課長の方で説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 説明します前に、説明資料を配付させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） はい。

資料配付のため、若干休憩をいたします。

午後3時00分休憩

午後3時03分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

○税務課長（米澤 睦雄君） それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、前期高齢者に係ります特別徴収の導入及びそれに伴います納期の改正に係る一部改正でございます。前期高齢者と申しますのは、先ほど副町長が申しましたように年齢が65歳以上75歳未満の方でございます。この条例は、65歳以上の方だけで構成されている国保世帯で、世帯主も国保の被保険者であり、かつ、公的年金から老齢年金等を受給されていらっしゃる場合には、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するための規定を設けるものでございます。新旧対照表で御説明いたします。

30ページをごらんください。第3条は、今回の改正で条が繰り下がったために条文を整理するものでございます。第3条中、第11条第1項が第19条第1項に変わるものでございます。

続きまして、第9条は、これは新たに加えられるものでございまして、従来国民健康保険税は普通徴収の方法だけでございましたが、今回の改正で特別徴収も導入されましたので、このような規定を加えております。

次に、第10条でございます。改正前は第9条でございましたが、改正前の10期の納期から8期の納期に改めるものでございます。先ほど配付いたしました資料で御説明いたします。

資料をごらんください。上の段が従前の処理でございます。5月の中旬から住民税・固定資産税マスターをセットいたしまして、基礎額作成処理等を行いまして、最終的には6月の19日ごろに納付書を発送するという形をとっていたものでございますけれども、その下の欄に特別徴収に伴う新たな処理ということでございまして、住民税・固定資産税マスターセット、それから税率試算等はそれから議会で決定、この辺は変わりませんが、新たに社会保険庁などから南部箕蚊屋広域連合に特別徴収対象者情報が届く形になります。それを受けまして南部箕蚊屋広域連合では、介護保険料を仮算定、それから特徴、仮情報を作成し、それをいただきました後、税務課の方で今度は介護プラス国保税が、年金支払い額の2分の1を超えているかどうかということとを判定いたします。2分の1を超える場合には普通徴収となりますし、2分の1を超えない場合は特別徴収となるものでございます。その判定が終わりましたら、今度はその情報を情報センターに送ります。情報センターの方では、納付書、それから帳票処理を行いまして、それを今度は税務課の方に届けてくると。税務課の方も、今度は納付書の納入作業、それから納税組合徴収簿等を整理いたします。ところが、この納税通知書におきましては、地方税法上、納期限10日前までには必ず納税義務者の方に届いていなければなりません。そういうことで、今この状態では非常に無理があるということでございます。ただ、きょう南部箕蚊屋広域連合の方に当初1週間程度かかるということでございましたので、最終的にもう一度確認いたしましたところ、この特別徴収に伴う新たな処理の中の上から2番目の矢印でございますが、ここで介護保険料仮算定、それから特徴仮情報を作成するというところでございますが、これが6月から7月にずれ込むということだそうでございます。ということは、もう無理だということでございまして、最初の納期を7月にさせていただきたく変更するものでございます。

それから、最後の期を2月といたしましたのは、まず第1に、情報センターに処理を委託する団体で、県内に国保税を9期で徴収する団体はございません。そのためにシステムの導入に時間がかかります。確認いたしましたところ、大体7月の中旬ぐらいまでにはそのことをきちんと言わなければ処理はできないと。それから、第2点目には、やはり経費がかかるということもございます。それから、もう一つには、3月は、3月15日までは確定申告、15日以降は税務署に確定申告をされた方の資料がすべて届いてきますので、これを今度住民税に向けた入力をしていかなければならない。それから、住民税の移行の最終チェックをするなど、非常に大変煩雑でございまして、できることなら3月は避けたいということもございまして、納期を7月から2月の8期にさせていただきたく提案するものでございます。

次に、第11条でございますが、第11条もこれは条文の整理でございます。条の繰り下げの

ための条文の整理でございます。

第12条から第18条までが、特別徴収を導入するための規定でございます。

第12条第1項は、年度の初日において国保世帯のうち、被保険者すべてが65歳以上であり、世帯主も国民健康保険の被保険者で、かつ、その世帯主が公的年金から老齢年金を受給されている場合には、国保税を特別徴収する規定でございます。第2項は、年度の4月2日から8月1日の間に前項にいます特別徴収対象被保険者となった場合においても、国保税を特別徴収できる規定でございます。ちなみに、6月捕捉分は12月の年金から、8月捕捉分は翌年の2月の年金から特別徴収を行うこととなります。

第13条でございますが、これは特別徴収義務者の指定でございます。社会保険庁など、年金の支払いを行う者が特別徴収義務者となります。

続きまして、第14条は、特別徴収義務者が特別徴収をした国民健康保険税は、徴収した翌月の10日までに納入しなければならない規定でございます。

第15条は、特別徴収義務者が町長から資格喪失等の通知を受けたときには、特別徴収をする義務を負わない。また、その資格喪失者に係る納税義務者の徴収実績等を町長に通知する旨の規定でございます。

続きまして、第16条第1項は、前年の10月1日から翌年の3月31日までの間に特別徴収されていた特別徴収対象被保険者が、引き続き翌年の4月1日から9月30日までの間に老齢年金等を受給される場合には、そのまま特別徴収をするということでございます。額は前年の10月以降の支払い回数保険税額に相当する額であるという規定でございます。第2項は、前項におきまして、6月1日から9月30日までの間に前項の支払い回数保険割税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合には、所得の状況その他の事情を勘案して、町長が定める額を徴収することができるという旨の規定でございます。

次に、第17条でございます。はぐってください。第17条は、これは平成21年度からの適用がされるものでございますが、第1号は、前年の8月2日から10月1日の間に特別徴収対象被保険者となった者は当該年度の4月1日から9月30日までの間、2号の前年の10月2日から12月1日の間に特別徴収対象被保険者となった者は当該年度の6月1日から9月30日までの間、3号は前年の12月2日から翌年の2月1日の間に特別徴収対象被保険者となった者は当該年度の8月1日から9月30日までの間、支払い回数割保険税額の見込み額によって特別徴収をする規定でございます。

続きまして、第18条第1項は、特別徴収対象被保険者が特別徴収されないこととなった場合

に、特別徴収されないこととなった日以後に普通徴収の納期がある場合には、その納期で払いなさい。納期が全くない場合には、直ちに残りの税額を徴収しなさいという旨の規定でございます。第2項は、特別徴収された税額が、いわゆる徴収すべき税額を超えていた場合、その場合にその特別徴収対象被保険者に未納の徴収金がある場合には、その超えて集めた税額を未納の徴収金に充当する旨の規定でございます。

第19条でございますが、これは徴収の特例でございますが、今回の改正で特別徴収の規定が設けられたために、この条は普通徴収の規定でございますので、「普通徴収の方法によって」を加えるものでございます。

第20条以降でございますが、これは今回の改正でそれぞれの条が繰り下げられておりますので、そのために整理するものでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第20号、南部町教育の日条例の制定について。

次のとおり南部町教育の日条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例でございますが、南部町の教育の日を毎年11月1日と定め、その日を中心として各種の施策及び活動を行うことで、学校・家庭・地域・関係機関が協働して子供たちを育成するために、新たに本条例を制定をいたすものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

議案書の27ページでございます。この条例の趣旨でございます。第1条に趣旨を定めております。南部町民一人一人の教育に対する関心と理解を深め、学校・家庭・地域社会が連携し、ふるさとを愛する心豊かでたくましい子供たちを育成するとともに、生涯にわたってみずから学ぼう人づくりを進め、南部町の教育の充実と発展を図るため、南部町教育の日を設けるということで、第1条に定めたものでございます。

第2条には、南部町教育の日ということで、11月1日とすることを規定をうたっております。

第3条といたしまして、教育月間という項を定めたものでございます。南部町教育の日の趣旨にふさわしい取り組みを実施する期間として、毎年10月から11月を南部町教育月間とするという規定でございます。

第4条としまして、町の責務ということでございます。南部町は、前条の取り組みを推進するために、必要な施策を講ずるよう努めるものとするという、4条から成る条例でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号でございます。南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町立学校の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定によって、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

この条例でございますが、これは学校教育法の改正に伴いまして、条文中の条番号のずれの修正及び大木屋分校を廃止するための条例の改正を行うものでございます。

この条例は公布の日から施行するものといたします。ただし、条番号の改正については、平成20年4月1日から施行するものといたしましたものでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思っております。

44ページでございます。学校教育法の改正の条文につきましては、1条でこのように変更いたしますのでございます。

それから、別表につきまして従来は大木屋分校、大木屋季節分校ということで定めがあったわけでございますが、これを廃止することによって南部町立西伯小学校ということに変更をいたす内容でございます。

よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

続きまして、議案第22号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

次のとおり南部町後期高齢者医療に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

この条例でございますが、後期高齢者医療の開始に伴いまして、南部町が行う当該医療に関する事務について、必要な事項を制定をいたすものでございます。

内容については、健康福祉課長で説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。平成20年4月から始まりますこの後期高齢者医療制度でございます。これが施行されることに伴いまして定めるものでございます。

まず、趣旨として第1条に掲げております。

第2条では、南部町において行う事務として、8項目定めております。まず、1つずついきますが、1つは2条は葬祭費の関係でございます。これの申請書の提出の受け付けでございます。

2号の方ですけども、17条は保険料額の通知ということになっておりますので、この通知書の引き渡し。18条でございますが、これは徴収猶予の関係でございますが、これは保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受け付けということになります。それから、4号では、この料の徴収

猶予に対する広域連合が処分を行います、これの通知書の引き渡しでございます。5号でございますが、保険料の減免を定めております。これに関します申請書の提出の受け付けということでございます。19条は先ほど言いました減免でございます。これの広域連合が行う処分に係る通知書の引き渡しでございます。20条でございますが、これは保険料に関する申告ということになっておりまして、これの提出の受け付けということでございます。それ以外には、ここに掲げておられない事務を提示しております。ということで、いわゆる南部町、市町村では窓口業務を市町村が行うというような大まかなくくりになっております。

3条でございますが、保険料を徴収すべき被保険者として、4項目を定めるものでございます。書いてございますので、詳細は省略させていただきます。

普通徴収に係る保険料の納期として、第4条で定めております。以下、7月1日から2月の末日まで、第8期を納期としておるものでございます。

5条関係ですが、保険料の督促手数料として定めております。これは南部町の税条例、この督促手数料の規定を準用するものとしております。ちなみに、80円となっておりますのでございます。

6条では、延滞金を定めております。これにつきましても記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7条、8条、9条で罰則として定めております。

まず、7条でございますが、これは不提示や答弁の者に対しまして10万円以下の過料を定めるものでございます。

8条でございますが、不正行為により徴収を免れた者に対しまして過料を処するというところでございます。

9条は、過料の額を町長が定めるということにしております。

附則ですが、施行期日を20年の4月1日から施行するとしております。

特例の関係ですけれども、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例ということで定めております。平成20年度における被扶養者であった保険者は、そこに下の方に書いておりますけれども、以下の5期と定めておりまして、10月1日から、34ページに移りますけれども、2月末までの5期ということにしております。3項では、納期の末日が休日であったときのことを定めております。4項では、被扶養者であった被保険者に係ります普通徴収の方法によりまして、徴収する保険料の納期について町長が定めるということにあるのは、10月1日以降において町長が別に定める期間とするということで、この部分については20年度

限りのことということになっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 続きまして、議案第23号でございます。南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例でございますが、これは昨年12月の定例会において可決いただきました、南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、平成20年の4月1日の施行日を前にして、特別医療制度について鳥取県の方で制度の見直しが行われました。それに伴いまして可決いただきました改正条例の本則及び附則について、改正をする必要が生じたものでございまして、そのために特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正を行うをお願いをするものでございます。

概要については、健康福祉課長の方で説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 先ほどありましたように、県の方針変更に伴いまして、12月に可決していただいたものをまた改正するものでございます。

これは改正でございますので新旧対照表、ページで言いますと45ページになりますが、そちらの方をお開きください。

別表第2条関係ということで、旧ではアとイという、46ページにもまたがりましても、アとイという号がございました。イの方に後期高齢者、後期高齢の方に入らんと支給しませんというような決めがあったわけですが、これを削除するものでございまして、ア、イの区別なく1号の中に入らねばということになります。表の中身は変わりません。その部分が削除されたということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。続けてください。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第24号、南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いいたしますのでございます。



これも、先ほど提案いたしました特別医療と同様な理由でございます、平成20年の4月1日施行日前にして、制度改正の再度改正が必要になったために、今回お願いをいたしておるものでございます。

概要については、健康福祉課長をもって説明をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） それでは、議案の説明を行います、先ほどありましたように、県の小児医療助成が小学校就学前までに拡大されたことに伴いまして、本町単独ではございますけれども、小学校就学から中学卒業まで拡大するものでございます。

これも改正でございますので48ページ、49ページですね、49ページの方お開きください。この助成ですけれども、町長の方針でございましたように通院で一部負担金530円になりますけれども、これを控除した後の2分の1を助成をする。小学校就学から中学卒業まで助成をするという内容でございます。それを49ページ、下の方になりますけれども、4号に掲げておるものでございます。そこに、一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1の額を助成するという記載をしております。それから5項に、ただし、別表第5号に掲げる者にあつては助成事由の生じた日に始まり、助成事由のなくなった日をもって終わるというものを挿入をしたものでございますので、どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第25号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例でございますが、これは健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国民健康保険制度を改正をする必要が生じたために、本条例を改正いたすものでございます。

内容については健康福祉課長の方で説明をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） それでは、説明を行いたいと思っておりますが、この条例改正に当たりましては、国の参考条例によって改正をしておるものでございます。これも改正でございますので、新旧対照表の方で御説明をいたします。

53ページになります。国保の制度の改正になりました。1つには、3歳まで2割負担ということでありましたものを、6歳までに拡大をするものが1つでございます。それから、70歳から75歳までは1割負担をしていただいていたわけですが、これを2割負担とするものに

改正されております。ただし、20年度は凍結されるため、患者の窓口負担は1割となるものでございます。

そういった改正がなされておまして、条例を改正するものでございます。1号、3歳を6歳に。2号、3歳を6歳に。3号ですけれども、10分の1を10分の2にということでございます。4号につきましては、その項目を削除したものでございます。

それから、もう一つは葬祭費、6条になりますけれども、別な保険から支給があった場合は国保からは支給しないとするものでございます。上の方に、出産育児一時金ということがございますが、そこにも同じような内容で書いたものがございます。このような形に統一をすることでございます。

この追加した理由でございますけれども、後期高齢者医療制度、これに該当する日は誕生日ということになっております。国保の被保険者の死亡した場合の喪失日は、死亡日の翌日となります。このため1日がダブってしまう関係がございまして、後期高齢から支給とされれば国保は支払わないという形になります。また、死亡した被保険者が亡くなられた日より3カ月前までの間に退職していた場合で、退職などで引き続き1年以上加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合があるということでございますので、この場合も支給があれば国保から支給をしないという内容でございます。

それから、保健事業でございますが、4、5、6、7については特定健康診査等に含まれるものということで、ここからは落としておまして、診療所以下、項が繰り上がるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第26号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例でございますが、これはし尿の収集、運搬及び処理に係る手数料につきまして、現行18リットル当たり180円を200円に引き上げるための改正を行うものでございます。

施行期日は、平成20年の7月1日から施行するということでいたしております。

経過措置でございますが、改正後の南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定は、この条例の施行日以降に行う収集、運搬及び処分に関し、占有者から徴収する手数料につい

て適用し、同日前に行われた収集、運搬及び処分に関し、占有者から徴収する手数料については、なお従前の例によるという経過措置を定めたものでございます。

この引き上げでございますけれども、これは近年下水道の施設が整備されたということによりまして、し尿のくみ取り量、件数などが減少したことによりまして、処分を行う業者の経営に大きな影響を与えておるということでございます。このような実態を西部関係町村等でも協議をいたしました。そういった経過の中で、引き上げもやむなしという考えに至ったわけでございまして、今回上程をお願いをいたしているものでございます。

よろしく願い申し上げたいというように思います。

続きまして、議案第27号、南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止について。

次のとおり南部町肉牛特別導入事業基金条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例でございますが、この条例はこれまで行っておりました家畜導入事業が廃止になりました。それに伴いまして、この基金を廃止をいたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというにいたしましたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長。ちょっと、ここで休憩とる。

○副町長（藤友 裕美君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） ここで若干、休憩をとりたいと思います。再開は午後4時ちょうど。ちょっと長いようですけども最後まで行きますので、ここで20分ほど休憩をいたします。再開は4時。休憩します。

午後3時40分休憩

---

午後4時20分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

議案第28号から説明を続行してください。

副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第28号、南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本条例でございますが、これは水道統合事業により、事業の変更認可を受けた給水区域の変更、池野及び鶴田を除く会見地区並びに馬佐良地区を新たに上水道の区域とすることでございます。それと、それにあわせて、給水人口及び給水量を変更するための条例の改正でございますし、またあわせて、南部町上水道給水条例及び南部町簡易水道施設条例の会計統合によりまして、必要な箇所について改正を行うものでございます。

ということございまして、先ほどえらい申しわけございませんでしたが、条例案等について差しかえをお願いしたところでございまして、大変申しわけございませんでけれども、後からお配りした内容の条例案でひとつごらんいただきたいというふうに思います。

第1条でございます。これは上水道事業の設置に関する条例の一部改正ということで、次のように改めるということでございます。第2条の2項を次のように改めるということございまして、これは給水区域を定めたものでございます。これは西伯地区の方に新たに馬佐良を挿入いたしておりますし、それから会見地区におきましては……。新たに会見地区を挿入をいたしたものでございます。それにあわせて第2条の3項関係でございますが、給水人口を1万1,270人といたしておりますし、4項といたしまして、1日の最大給水量を5,390立方メートルに変更をいたしたものでございます。それから、次の条に、次の1項を加えるということでございます。特別会計の項目を第3条の2に定めておるわけでございます。これは、いわゆる水道事業と簡易水道事業を通じて特別会計を設けるという項をここに挿入をいたしたものでございます。

次に、第2条で、南部町上水道給水条例の一部改正ということございまして、次のとおり改正するという内容でございます。これは内容的には、旧簡易水道の定めてある内容を若干条文を整理をしながら定めたものでございます。内容等については変わっておりません。

それから、差しかえました方の5ページでございます。ここに南部町簡易水道条例の一部改正ということで上げておるわけでございます。これは、ここからの項目、7ページの上段、一番上の1行までの項目でございますけれども、この内容につきましては、簡易水道が地方公営企業法の適用を受けるために必要な規定を設けたものでございまして、内容は現在の上水道に定めてある基準をそのまま挿入をいたしたものでございますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

続きまして、別表第2条関係でございますが、簡易水道施設の給水区域でございます。これは、統合をいたしましたことに伴いまして、馬佐良簡易水道を除いたものでございますし、それから簡易水道の会見簡水というものを、簡易水道の区域から除いたものの整備をいたした内容でございます。あとの内容については従来のとおりでございます。

それから、第4条に、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ということで、あわせておるわけですが、これは上水と簡水の職員に適用をいたすための項目でございます。従来は水道事業職員に限るということになっておったわけですが、この項目で企業会計をしております南部町立病院職員の給与及び種類及び基準に関する条例については除くということで、ここで改めて条文の整理をいたした内容でございます。

附則といたしまして、この条例の施行は平成20年の4月1日から施行するということでございます。

それから、経過措置といたしまして、この条例の施行日の前日までにこの条例による改正前の南部町上水道事業等の設置に関する条例、南部町上水道給水条例及び南部町簡易水道施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例によるという経過措置を定めたものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第29号、南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定についてでございます。

次のとおり南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例については、町内すべての水道事業について企業会計で処理を行うために、現在特別会計にて処理を行っている簡易水道事業について地方公営企業法の規定を適用するため、本条例を制定をいたすものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行をいたすということにいたしておるものでございます。適用につきましては、平成20年の4月1日からということにいたしておるものでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

議案第30号、南部町簡易水道基金条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町簡易水道基金条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、簡易水道事業が地方公営企業法の適用を受けることに伴い、特別会計を廃止をすることにいたしております。簡易水道の方では、基金を設けておるわけですが、その基金を水道基金として移行をするための改正でございます。

条例の施行日は、平成20年4月1日といたしております。

議案の方でございますが、条例案でございます。次のように改めるということで、題名を南部

町水道事業基金条例に改めるものでございます。

それから、第1条につきまして、設置。水道事業の健全な運営に資するため、南部町水道事業基金を設置するということを定めておるものでございます。

それから、第2条及び第4条中、南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、南部町水道事業会計予算に改める内容でございます。

それから、第5条中に町長……。

議長、すいません。

○議長（森岡 幹雄君） とめる。ちょっと、休憩します。

午後4時32分休憩

午後4時34分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

説明続けてください。

○副町長（藤友 裕美君） えらい申しわけございません。第5条中、「町長」を「南部町水道事業管理者」に改めるという内容でございます。

それから、第6条中の「簡易水道の建設改良、災害復旧等を実施する財源として必要があるときは」という項を「水道の建設改良、災害復旧その他水道事業の運営上必要と認める事業を実施する財源として」というふうに変更するものでございます。

第7条中、「町長」を「管理者」に変更するということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第31号、南部町営住宅条例の一部を改正について。

次のとおり南部町営住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

この条例につきましては、城山住宅の建てかえに伴いまして、管理戸数の変更を行うための改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、昭和41年度に建設した木造住宅を廃止をいたしまして、19年度に建設した住宅の戸数を4戸から10戸に増加をいたすものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、68ページでございます。旧条例で、一番上の昭和41年度、木造6戸というのがございますが、これを廃止をいたすものでございまして、それから19年度の戸数の関係で、旧条例では4戸ということでございますが、これが19年度の

建設に伴いまして6戸ふえまして、10戸に変更をいたす内容のものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議案第32号でございます。南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例は、老人保健法の改正に伴いまして、条例中にある同法律の名称を変更すること及び病院の手数料の基準となります厚生労働省の告示の変更に伴う改正内容を改正をいたすものでございます。

内容については省略をいたします。

議案第33号でございます。町道路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この町道認定につきましては、新たに町で管理をする町道という位置づけで、13路線につきまして議会の承認をお願いをいたすものでございます。

内容につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

議案第48号でございます。南部町がんばれふるさと寄付条例の制定について。

次のとおり南部町がんばれふるさと寄付条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

この条例におきましては、町内外の方から自分の希望する事業の指定をした寄附をしていただきまして、町政に積極的に参加いただく、また、かつ、多くの方々に町政への参加をいただくことによりまして、活力や創造力のある町づくりを行うために本条例を制定をいたすものでございます。

議案の67ページでございます。南部町がんばれふるさと寄付条例という条例でございます、1条に目的を掲げております。この条例は、南部町の内外からの寄附金を通じた町づくりを実現するため、実施事業、寄附金の收受その他必要な事項を定めることにより、もって多様な人々の参加による活力と創造力のある町づくりにすることを目的とするということを、1条で定めるところでございます。

第2条につきましては、それぞれの寄附の実施事業の項目を8項目定めたものでございます。内容については省略いたします。それから、2条の2項としまして、町長は前項各号に掲げる事

業のほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業を行うことができるという規定を、2項で設けております。

第3条では、寄附金の指定などについての項目をまとめておるものでございます。第3条、寄附をしようとする者は、前条第1項各号に規定する事業のうちから、みずからの寄附金を財源として実施をする事業をあらかじめ指定できるものとするということで、寄附の段階で目的を指定していただくという項目でございます。2項としまして、町長は、この条例に基づいて収受した寄附金のうち、寄附者が前項の規定に基づく事業の指定をしなかったときは、その指定を町長の方で行うという規定を設けております。第3としまして、町長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならないということで、町の方から寄附者に指定内容を報告するという規定でございます。

第4条では、寄附者への配慮ということで定めておまして、町長は寄附金の管理、処分その他寄附金の取り扱いについて、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないという規定でございます。

それから、第5条には、寄附の受け入れについての規定でございまして、随時行うという規定でございます。

それから、第6条では、これの寄附についての基金の設置についての規定でございます。第2条に掲げる事業に充てるために寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、南部町がんばれふるさと基金を設置をするということでございます。2項としまして、この基金の通称を「さくら基金」と称するというをうたっております。

それから、第7条では、基金への積み立てでございます。基金として積み立てる額は、寄附された寄附金の額及び毎年度予算に定めた額によるものとするという項目でございます。

それから、第8条では、基金の管理の規定でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実な、かつ有利な方法により管理をしなければならないという規定を定めております。

第9条では、基金の収益処理の規定でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする、繰り入れをするものとするという規定を設けております。

第10条では、この基金の処分についての規定でございます。基金は、第1条の規定による目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるという規定を定めたものでございます。



11条には、基金の繰りかえ運用の規定でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、または一般会計予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができるという繰りかえ運用の規定を設けております。

それから、12条には、運用状況の公表についての規定でございます。町長は、会計年度終了後3カ月以内に、この条例の運用状況について議会に報告をするとともに、公表しなければならないという規定でございます。

附則でございますが、この条例は、平成20年の4月1日から施行するという内容でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 本日、会議の時間の都合上、会議規則第9条2項の規定により、会議時間をあらかじめ延長いたします。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） そうしますと、平成20年度の南部町一般会計予算について御説明いたします。一般会計の予算書と、それから当初予算案の説明資料というものを配付しておりますので、そちらの方両方使って御説明いたします。

まず、議案の提案をいたします。

.....  
議案第34号

#### 平成20年度南部町一般会計予算

平成20年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,694,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費は除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日

南部町長 坂本 昭文

.....  
それでは、当初予算案の説明資料に基づきまして、概要について御説明いたします。まず、1ページに、予算編成の概要を上げております。お聞きください。

昨年12月総務省自治財政局が発表しました20年度の地方財政対策によれば、歳出の特別枠として地方再生対策費を4,000億創設しました。そして、その内訳として市町村に2,500億円の配分をいたしました。地方交付税及び一般財源の総額を増額確保したことや、3番、基本方針2006に沿って引き続き歳出抑制に努力することなど、地方と都市の地域間格差や財源の偏在について一定の配慮をしつつも、これまでの厳しい財源抑制を継続するというものでした。

地方交付税については、平成16年度以降削減され続けましたが、本年は1兆5,000億円と1.3%の増となりました。しかし、この規模は、三位一体改革による大幅な削減額を回復するにはほど遠い状況であり、期待された交付税の特別枠、地方再生対策費によって地方財政が一息つくまでには至りませんでした。

以上のことから南部町の平成20年度財政見通しは、1、地方交付税の安定確保には予断を許さない状況であること。2、景気の低迷、団塊世代の退職など歳入が伸び悩むこと。3、社会保障費と公債費負担など義務的な歳出が増大していくこと。4、歳入歳出の差を基金で賄う財政構造が今後も続くことなどを国からの諸数値や南部町の歳入実績から想定しました。したがって、一層の事業の選択と集中によって限られた財源を効果的に運用し、基金の確保を進めることが将来的に重要であり、重点課題として取り組むこととしました。

以上のことから、本年の予算編成基本方針を、1、事業の選択と集中。2、歳出削減による収支の均衡。3、元気な地域づくり支援。4、補助金等の見直しなどを重点課題とし、その結果、一般会計予算規模は6億9,400万円と、昨年比で8億4,140万円の増額となりました。これは、地域振興基金の追加造成と教育環境整備が主なものです。継続中の西伯小学校の大規模改修では体育館の全面改修、会見小学校では後ろ校舎耐震補強工事と体育館の耐震設計、南

部中学校給食配膳室の修繕などに集中配分いたしました。また、予算編成作業に当たっては地域振興協議会を初め、各種団体からの意見提言や要望を十分検討し、収支の均衡を念頭に、限られた財源を重点的・効率的に配分するため事業選択と見直しを行い、徹底した経費の削減抑制に努めました。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。

○議長（森岡 幹雄君） 課長。

○総務課長（陶山 清孝君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと、とめてください。相当時間が必要でありますので、延会の手続をしたいと思いますから、そこでとめてください。

○総務課長（陶山 清孝君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） 説明の途中でありますけれども、時間も押しております。冒頭、お約束しておりましたとおり、きょうはここで会議を打ち切って、延会の手続をしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

---

○議長（森岡 幹雄君） 説明の途中ではありますけれども、お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。本日は、これで延会します。また、明日は休会といたしまして、明後日の12日の会議に議事を継続いたします。定刻より、引き続いて議案審議を行うための聞き取りを行う予定でありますので、御参集賜るようお願いをいたします。お疲れでございました。

午後5時53分延会

---